



2026 年 8 月 25 日

各 位

東京都港区東新橋 1 丁目 5 番 2 号
会社名 : 森永乳業株式会社
代表者名 : 取締役社長 CEO 大 貫 陽 一
(コード: 2264 東証プライム)
問合せ先 : コーポレート戦略本部
総務部長 桑 村 典 和
(TEL 03-6281-4680)

株主優待制度および株主優待基準日の変更に関するお知らせ

当社は、現行の株主優待制度および株主優待基準日を変更することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、株主の皆さまからの日頃のご支援にお応えするとともに、当社商品へのご理解を深めていただくことを目的として、株主優待制度を実施しております。

このたび、2026 年 7 月 1 日に 1 株につき 4 株の割合で実施した株式分割を踏まえ、当社株式への投資魅力をさらに高め、より多くの株主の皆さまに中長期的に当社株式を保有していただくため、株主優待制度の内容を拡充することといたします。あわせて、株主の皆さまの利便性向上および事業年度との整合を図る観点から、株主優待基準日を変更することといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、詳細につきましては、別紙「株主優待制度および株主優待基準日の変更に関する補足説明資料」をご参照ください。

変更項目	現行 ※保有株式数は 1 : 4 の株式分割前	変更後 ※保有株式数は 1 : 4 の株式分割後
優待対象保有株式数 および優待内容 ※2026 年 9 月 30 日を基準日 とする株主優待より適用	・ 100 株～299 株 : 当社商品 (1,500 円 相当) もしくは寄付から選択 ・ 300 株～499 株 : 当社商品 (3,000 円 相当) もしくは寄付から選択 ・ 500 株以上 : 当社商品 (5,000 円 相当) もしくは寄付から選択	・ 200 株～399 株 : 当社商品 (1,500 円 相当) もしくは寄付から選択 ・ 400 株～999 株 : 当社商品 (2,500 円 相当) もしくは寄付から選択 ・ 1,000 株以上 : 当社商品 (6,000 円 相当) もしくは寄付から選択
継続保有要件 ※2027 年 3 月 31 日を基準日 とする株主優待より適用	なし	200 株以上を半年以上継続保有 (※1) されている株主さまを対象
長期保有優遇 ※2027 年 3 月 31 日を基準日 とする株主優待より適用	なし	400 株以上を 3 年以上継続保有 (※2) されている株主さまを対象に、通常の 優待に加えて追加特典を贈呈 ・ 400 株～999 株 : 1,000 円相当の 追加特典 ・ 1,000 株以上 : 2,000 円相当の 追加特典

変更項目	現行	変更後
株主優待基準日 ※2027年3月31日を基準日とする株主優待より適用	毎年9月30日	毎年3月31日

※1：継続保有期間半年以上とは、優待基準日である3月31日を含め、当該基準日から遡って毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日の当社株主名簿に、同一株主番号で連続3回以上記載または記録されていることをいいます。なお、2027年3月31日を基準日とする株主優待における対象株主さまは、2026年9月30日、2026年12月31日および2027年3月31日現在の当社株主名簿において、同一株主番号で連続3回記載または記録されている株主さまとなります。

※2：継続保有期間3年以上とは、優待基準日である3月31日を含め、当該基準日から遡って毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日の当社株主名簿に、同一株主番号で連続13回以上記載または記録され、かつ、2026年7月1日に実施した株式分割前は100株以上、株式分割後は400株以上を継続して保有していることをいいます。なお、2027年3月31日を基準日とする株主優待における対象株主さまは、2024年3月31日以降の株主名簿において当該要件を満たす株主さまとなります。

3. 変更内容の適用開始時期

変更項目	適用開始時期	補足
優待対象保有株式数および優待内容	2026年9月30日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主さまより適用	変更後の優待対象保有株式数基準および優待内容に基づき実施
継続保有要件	2027年3月31日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主さまより適用	半年以上の判定方法は上記(※1)のとおり
長期保有優遇	2027年3月31日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主さまより適用	3年以上の判定方法は上記(※2)のとおり
株主優待基準日	2027年3月31日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主さまより適用	2027年3月31日を初回の変更後基準日とし、以後、毎年3月31日を株主優待基準日といたします。

なお、株主優待基準日を毎年9月30日から毎年3月31日に変更することに伴い、2027年9月30日を基準日とする株主優待は実施いたしません。

以 上